


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市民間保育園運営費等支弁要綱を廃止する要綱について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 趣旨 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、事業者に対する給付の仕組みが大幅に変更された。法改正や国や都の要綱の変更もあり、現行の支弁要綱では対応できなくなるため本要綱を廃止するものである。</p> <p>(2) 主な内容 要綱を廃止する。</p> <p>(3) 施行日 市長決裁の日から施行。</p> <p>(4) 影響及び効果 事業者への支払いができるよう、既に確定している部分のみの「支払い基準」を別途、市長決裁により作成し対応する。また、国や都の要綱等の詳細が判明したい、新たに要綱を策定する予定。</p> <p>※事業者とは、暫定的に支払うことについて協議の上、了解を得ている。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年4月1日 子ども・子育て支援新制度の開始。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。